○農林水産省告示第千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県三原市八幡町簑字坂東一四八・一五〇・一五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区白木町大字市川字甲地五一三七、五一五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字甲地五一三七・五一五五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町森坪字マゝ畑七六の一、七七、字立ヒラ一九五の一、二〇三の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町阿毘縁字川西山三八五の三、三八五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県敦賀市沓見一六八号神社谷二六の二（次の図に示す部分に限る。）、二六の一五、二六の一六、一六九号大平谷七の二（次の図に示す部分に限る。）、七の一二、三方郡美浜町菅浜一二五号越地一の一四、二の二、二の三、佐田一三七号西関山一の三五、一の三六、一四一号小早稲谷一の四、太田七〇号真谷一の一・七二号乙林四の五・七三号戸ノ山一の一・新庄二二四号小別当二一の一・二一の二・二二七号奥峠谷四・六の一・二二九号光明寺一〇の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　送電線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁並びに敦賀市役所及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市・遠野市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市寺島字川向四五の七七から四五の七九まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字下浦一〇八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原三〇四の四・三一〇・四六九の一・四七二の一・四七二の三一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二の三六

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　公共住宅用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養